

国総建整第54号
平成21年5月29日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省総合政策局
建設市場整備課



外国人の不法就労の防止について

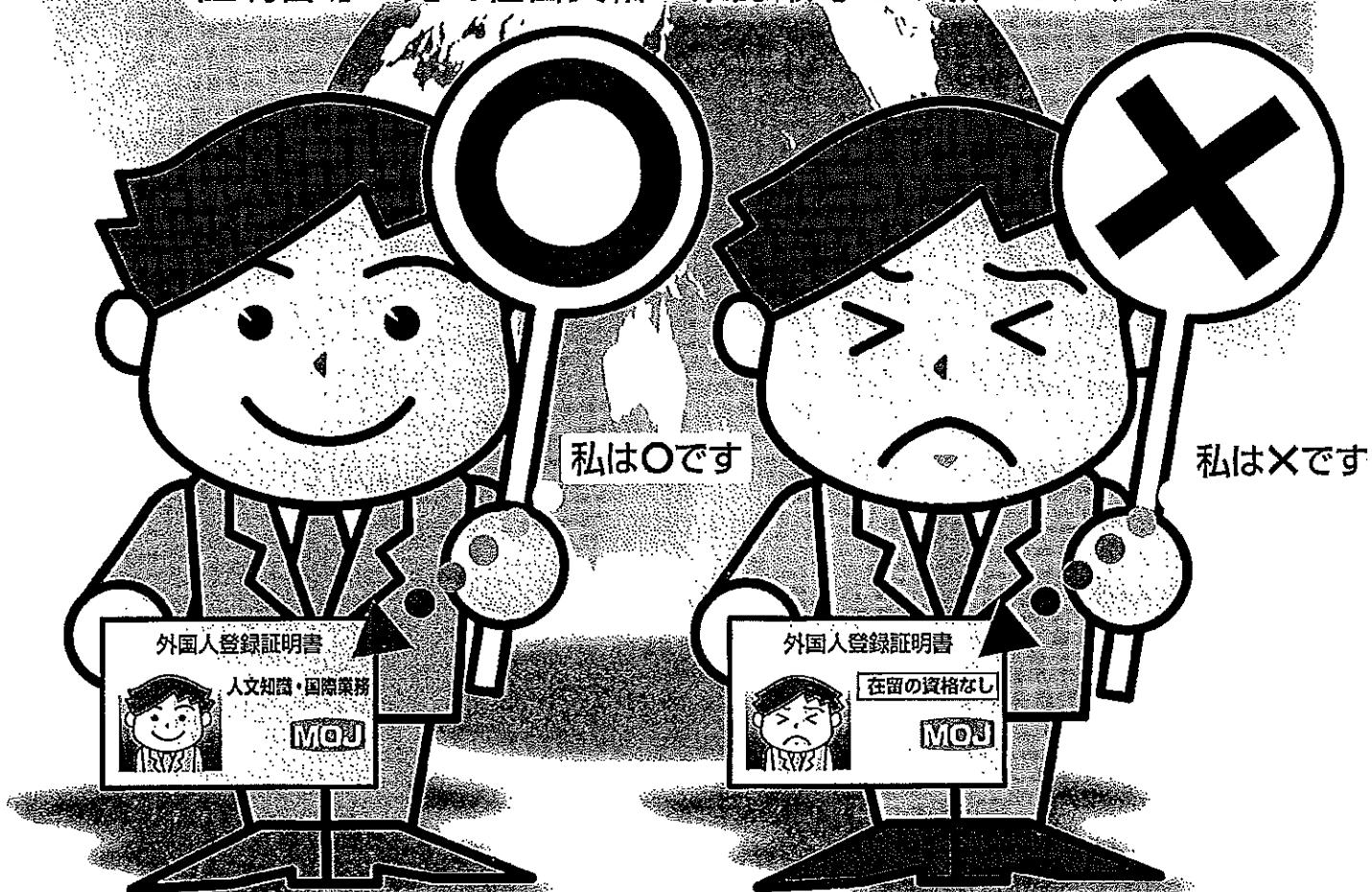
標記については、「改正入管法の施行について」(平成2年5月24日建設省経労発第15号)、「建設産業における生産システム合理化指針について」(平成3年2月5日建設省経構発第2号)及び「外国人の不法就労の防止について」(平成4年6月10日建設省経労発第45号)において出入国管理及び難民認定法(入管法)を遵守するよう通達してきたところであるが、今年度も、政府全体として6月を「外国人労働者問題啓発月間」とし、関係省庁において、それぞれ、外国人問題に関する啓発・指導等を実施することとしたので、貴団体においても傘下会員に対して、外国人の不法就労の防止について徹底が図られ、さらに入管法違反に当たる外国人の雇用等が行われることのないよう、周知方をお願いする。

なお、外国人研修生及び技能実習生については、不法就労外国人労働者とは異なり、適法に入国し、研修を受けているものであり、国際協力の一環として開発途上国等へ我が国の技術・技能を移転するため、積極的に受け入れを推進することとしているので、引き続きご理解とご協力をお願いする。



働くことのできる「在留資格」ですか? もう一度確認しましょう

外国人の雇用に当たっては必ずパスポート・外国人登録証明書等を見て在留資格の確認厳守をお願いします。



**ルールを
守つて
国際化**

外国人の不法就労防止に
ご協力下さい

現在もなお不法滞在外国人は、約13万人（不法残留者は約11万人）にのぼると推定されます。不法滞在外国人の多くは、不法就労に従事し、様々な問題を引き起こしています。

在留外国人の方々と共生し互いに豊かな社会を築くため、皆様のご理解とご協力をお願いします。



法務省入国管理局

2009 不法就労外国人対策キャンペーン

入国管理局 <http://www.immi-moj.go.jp/>

法務省 <http://www.moj.go.jp/>

労働防止に御協力ください。

在留資格の確認をお願いします。

外国人の雇用に当たっては必ずパスポート・
外国人登録証明書等を見て在留資格の確認を!
「短期滞在」等働くことが認められていない在留資格の
外国人を雇用することはできません!

上陸許可証印シール・上陸許可証印影の見方 ······

① 2009年6月1日に

② 観光、親族訪問など、
短期間日本に滞在する目的で

③ 在留期間90日を許可され

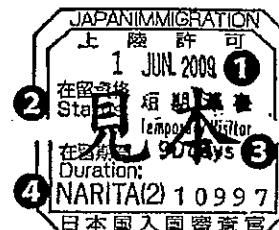
④ 成田空港第2旅客ターミナル
から上陸したことを意味して
います。



見本



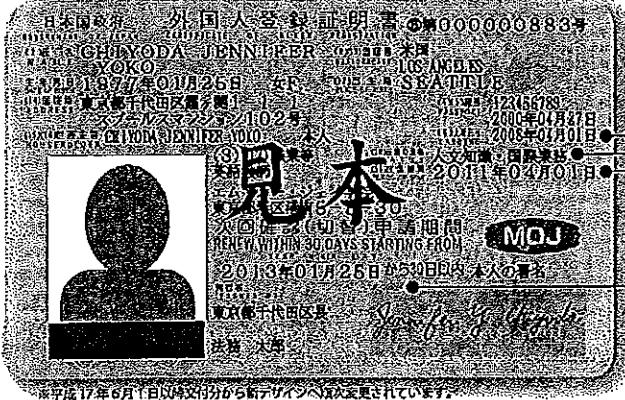
見本



見本

このデザインの証印については
平成20年6月1日から使用しています。

外国人登録証明書の見方 ···



平成17年6月1日以降の発行分から新デザインへが変更されています。

→ 上陸許可年月日

日本の空港や海港で上陸許可の証印を受けた日が記載されます。

→ 在留の資格

出入国管理の法令に基づいて外国人がどのような入国・在留の許可を受けているのかを表しています。

→ 在留期限

日本国内に在留することのできる期限を表しています。もしこの期限を超えて引き続き滞在している場合は「不法滞留」となります。

→ 次回確認（切替）申請期間

この登録証明書の切替を行うための申請期日のことです。これは、在留することができる期限（在留期限）を意味するものではありません。

裏面

次回切替までに登録の内容に変更（在留期間の更新・在留資格の変更等）があった場合、変更された内容（新たな在留期間・在留資格等）は裏面に記載されます。



ONE POINT ワンポイント解説 外国人登録証明書に表示された **在留の資格なし**とは?

既に在留期限が経過しているにもかかわらず引き続き滞在している不法滞留者、あるいは密航や偽変造旅券といった不正な手段によって入国した不法入国人など、いわゆる不法滞在の状態にある外国人であっても、外国人登録法に基づき、外国人登録の申請義務が課されており、また、申請により交付された外国人登録証明書は常に携帯する必要があります。この場合、外国人登録証明書上の「在留の資格」欄には、在留の資格が確認されていないことを表すために、大きく赤字で「在留の資格なし」と記載されます（左下の図を参照）。



外国人登録証明書に表示された
「在留の資格なし」

就労活動は禁止

在留の資格を有しない場合には、日本国内でいかなる就労活動に従事することもできず、速やかに入国管理局で法律の規定に基づいた手続を受ける必要があります。

